

第 7 5 9 号
平成29年10月10日 発行

天理市公報

発行 天 理 市
編集 総務部総務課

目 次

条 例	番号	頁数
・天理市税賦課徴収条例の一部を改正する条例	28	2
・天理市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	29	4
規 則	番号	頁数
・天理市事務分掌規則の一部を改正する規則	30	4
・天理市会計規則の一部を改正する規則	31	4
・天理市市民カードの交付等に関する規則を廃止する規則	32	5
・天理市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則	33	5
・天理市保育の利用に関する規則の一部を改正する規則	34	14
告 示	番号	頁数
・放置自転車等の保管について	334	15
・公示送達について	335	16
・放置自転車等の保管について	336	16
・放置自転車等の保管について	337	16
・放置自転車等の保管について	338	17
・放置自転車等の保管について	339	17
・放置自転車等の保管について	340	17
・放置自転車等の保管について	341	18
・違反広告物の保管について	342	18
・放置自転車等の保管について	343	18
・放置自転車等の保管について	344	19
・放置自転車等の保管について	345	19
・放置自転車等の保管について	346	20
・放置自転車等の保管について	347	20
・放置自転車等の保管について	348	21
・放置自転車等の保管について	349	21
・平成29年度天理市一般会計補正予算(第2号)等の要領について	350	21
・放置自転車等の保管について	351	40
・放置自転車等の保管について	352	40
・放置自転車等の保管について	353	40

・放置自転車等の保管について	354	41
・放置自転車等の保管について	355	41
・公示送達について	356	42
・放置自転車等の保管について	357	42
・放置自転車等の保管について	358	42
・公示送達について	359	43
・放置自転車等の保管について	360	43
・平成29年度天理市一般会計補正予算(第3号)の要領について	361	43
・放置自転車等の保管について	362	45
・放置自転車等の保管について	363	45
・放置自転車等の保管について	364	45
・放置自転車等の保管について	365	46
・公示送達について	366	46
・公示送達について	367	46
・公示送達について	368	47
・放置自転車等の保管について	369	47
・放置自転車等の保管について	370	47
・公示送達について	371	48
・放置自転車等の保管について	372	48
・放置自転車等の保管について	373	48
・放置自転車等の保管について	374	49
公 告	番号	頁数
・一般競争入札について	34	49
教育委員会	番号	頁数
・定例教育委員会の招集について	15	52
農業委員会	番号	頁数
・農業委員会の招集について	10	52
選挙管理委員会	番号	頁数
・選挙人名簿に登録をした者の氏名等を記載した書面の縦覧場所について	6	53
・天理市長選挙及び天理市議会議員補欠選挙におけるポスター掲示場について	7	53
・選挙権を有する者の直接選挙に必要な選挙人の数について	8	53
・天理市長選挙の期日について	9	53
・天理市議会議員の補欠選挙の期日に	10	53

について			日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について		
・天理市長選挙における選挙運動に関する支出金額の制限について	11	53	・天理市長選挙における開票事務と選挙会事務を併せて行わないことについて	31	57
・天理市議会議員補欠選挙における選挙運動に関する支出金額の制限について	12	54	・天理市議会議員補欠選挙における開票事務と選挙会事務を併せて行わないことについて	32	57
・天理市長選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者の選任について	13	54	・天理市長選挙における選挙会の場所等の変更について	33	57
・天理市議会議員補欠選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者の選任について	14	54	・天理市議会議員補欠選挙における選挙会の場所等の変更について	34	57
・天理市長選挙における期日前投票所の場所について	15	54	・天理市長選挙における当選人の住所及び氏名について	35	58
・天理市議会議員補欠選挙における期日前投票所の場所について	16	55	・天理市議会議員補欠選挙における当選人の住所及び氏名について	36	58
・天理市長選挙における各投票区の投票所の場所について	17	55	・天理市長選挙における選挙長の事務を行う場所について	1	58
・天理市議会議員補欠選挙における各投票区の投票所の場所について	18	55	・天理市長選挙における選挙長の公印の定めについて	2	58
・天理市長選挙における各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について	19	55	・天理市長選挙における開票立会人として届出があった者が10人を超えるときに等におけるくじを行う場所及び日時について	3	58
・天理市議会議員補欠選挙における各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について	20	55	・天理市長選挙につき候補者として届出のあった者について	4	59
・天理市長選挙における開票事務と選挙会事務の合同について	21	55	・天理市長選挙における無投票について	5	59
・天理市議会議員補欠選挙における開票事務と選挙会事務の合同について	22	55	・天理市議会議員補欠選挙における選挙長の事務を行う場所について	1	59
・天理市長選挙における開票事務を併せて行う選挙会の場所等について	23	56	・天理市議会議員補欠選挙における選挙長の公印の定めについて	2	59
・天理市議会議員補欠選挙における開票事務を併せて行う選挙会の場所等について	24	56	・天理市議会議員補欠選挙における開票立会人として届出があった者が10人を超えるときに等におけるくじを行う場所及び日時について	3	59
・天理市長選挙における各投票所内における氏名等掲示順序を定めるくじについて	25	56	・天理市議会議員補欠選挙につき候補者として届出のあった者について	4	59
・天理市議会議員補欠選挙における各投票所内における氏名等掲示順序を定めるくじについて	26	56	・天理市議会議員補欠選挙における無投票について	5	60
・天理市長選挙における選挙公報に掲載する順序を定めるくじについて	27	56			
・天理市議会議員補欠選挙における選挙公報に掲載する順序を定めるくじについて	28	56			
・天理市長選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について	29	57			
・天理市議会議員補欠選挙における期	30	57			

条 例

(平成29年 9月21日 掲示済)

天理市税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成29年 9 月21日

天理市長 並 河 健

天理市条例第28号

天理市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

天理市税賦課徴収条例（昭和29年 7 月天理市条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 条第 1 項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則第10条の 2 中第13項を第14項とし、第12項の次に次の 1 項を加える。

13 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第34条を附則第35条とする。

附則第33条中「附則第23条及び第25条」を「附則第24条及び第26条」に、「附則第23条及び第26条」を「附則第24条及び第27条」に、「附則第24条、第26条及び第27条」を「附則第25条、第27条及び第28条」に、「附則第26条から第28条まで」を「附則第27条から第29条まで」に、「附則第28条」を「附則第29条」に、「附則第29条から第31条まで」を「附則第30条から第32条まで」に、「附則第30条」を「附則第31条」に改め、同条を附則第34条とする。

附則第32条の前の見出しを削り、同条を附則第33条とし、同条の前に見出しとして「(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)」を付し、附則第31条を附則第32条とし、附則第30条を附則第31条とし、附則第29条の前の見出しを削り、同条を附則第30条とし、同条の前に見出しとして「(市街化区域農地に対して課する平成6年度分以降の各年度分の都市計画税の特例)」を付し、附則第28条を附則第29条とする。

附則第27条中「附則第23条」を「附則第24条」に改め、同条を附則第28条とする。

附則第26条中「附則第23条」を「附則第24条」に改め、同条を附則第27条とする。

附則第25条中「附則第23条」を「附則第24条」に改め、同条を附則第26条とする。

附則第24条を附則第25条とし、附則第23条の前の見出しを削り、同条を附則第24条とし、同条の前に見出しとして「(宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)」を付し、附則第22条の次に次の 1 条を加える。

(法附則第15条第45項の都市計画税に係る条例で定める割合)

第23条 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第 5 条第 1 項の改正規定及び次条の規定 平成31年 1 月 1 日

(2) 附則第 5 条の規定 平成31年10月 1 日

(市民税に関する経過措置)

第 2 条 改正後の天理市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第 3 条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第 4 条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成29年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(天理市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 5 条 天理市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成26年 6 月天理市条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第82条及び新条例」を「天理市税賦課徴収条例第82条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第82条第 2 号ア(イ)	3,900円	3,100円
第82条第 2 号ア(ウ)(i)	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
第82条第 2 号ア(ウ)(ii)	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
附則第16条第 1 項	第82条	天理市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成26年 6 月天理市条例第21号。以下この条において

		「平成26年改正条例」という。)附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条
附則第16条第1項の表第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(イ)
	3,900円	3,100円
附則第16条第1項の表第2号ア(ウ)(i)の項	第2号ア(ウ)(i)	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ)(i)
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
附則第16条第1項の表第2号ア(ウ)(ii)の項	第2号ア(ウ)(ii)	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ)(ii)
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

(平成29年9月21日揭示済)

天理市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年9月21日

天理市長 並 河 健

天理市条例第29号

天理市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

天理市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年9月天理市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第8条中「場合は」の次に「、必要に応じて」を、「支給認定証」の次に「(支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項に規定する通知）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

(平成29年9月28日揭示済)

天理市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年9月28日

天理市長 並 河 健

天理市規則第30号

天理市事務分掌規則の一部を改正する規則

天理市事務分掌規則（平成9年3月天理市規則第4号）の一部を次のように改正する。

第20条健康推進係の項中第12号を第14号とし、第11号の次に次の2号を加える。

(12) 休日応急診療運営協議会に関すること。

(13) 保健センター及び休日応急診療所の管理及び運営に関すること。

第20条地域医療推進係の項第3号及び第4号を削る。

附 則

この規則は、平成29年10月1日から施行する。

(平成29年9月28日揭示済)

天理市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年9月28日

天理市長 並 河 健

天理市規則第31号

天理市会計規則の一部を改正する規則

天理市会計規則（昭和45年3月天理市規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1健康福祉部健康推進課の項及び別表第2健康推進課長の項中「健康推進係長」の次に「及び係員」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成29年9月29日揭示済)

天理市市民カード交付等に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成29年9月29日

天理市長 並 河 健

天理市規則第32号

天理市市民カード交付等に関する規則を廃止する規則

天理市市民カードの交付等に関する規則（平成18年9月天理市規則第17号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成29年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に交付されている廃止前の天理市市民カードの交付等に関する規則第2条第2項の規定による天理市印鑑条例施行規則（平成5年8月天理市規則第18号）第8条第3号に規定する印鑑登録証と兼ねることができるてんり市民カードについては、引き続き、天理市印鑑条例（昭和45年3月天理市条例第4号）第13条の規定による印鑑登録証明書の交付を受けるために使用することができる。

(平成29年9月29日揭示済)

天理市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年9月29日

天理市長 並 河 健

天理市規則第33号

天理市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

天理市印鑑条例施行規則（平成5年8月天理市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第12条の2」を「第13条」とする。

第8条第1号中「及び条例第12条の4第1項に規定する暗証番号登録申請書」を削り、同条第10号及び第11号を削り、同条第12号中「様式第12号」を「様式第10号」に改め、同号を同条第10号とし、同条第13号中「様式第13号」を「様式第11号」に改め、同号を同条第11号とする。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第8条関係)

(表面)

印鑑登録申請書

年 月 日

天理市長 様

次のとおり印鑑登録申請します。

申請者	住所	天理市	町	番地
		方書(マンション名等)		世帯主の氏名
	ふりがな		性別	
	氏名		男・女	登録申請をする印鑑
	生年月日	年 月 日	電話番号	—

※ 申請当日に印鑑登録証を受領される場合は、下にあなたの氏名等を記入し、印鑑を押してください。

受領書		年 月 日	印鑑
天理市長 様 印鑑登録証を受領しました。			
氏名			

※ あなたが代理人の場合は、下にあなたの住所・氏名を記入し、印鑑を押してください。(この場合は、必ず代理人選任届又は委任状を添えてください。)

代理人	住所		印鑑
	氏名		

(裏面)

保 証 書

年 月 日

天理市長 様

表記の者は、印鑑登録申請をしようとする者本人であることを保証します。

保証人	住 所	天理市	町	番地	
	氏 名				登録印鑑
	印 鑑 登 録 番 号				

※ 印鑑は、必ず登録を受けているものを押してください。

※ 以下は、記入しないでください。

申請受付年月日	年 月 日	旧登録番号	
登 録 年 月 日	年 月 日	新登録番号	
確認方法及び確認番号 (No.) <input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> 保証人 <input type="checkbox"/> その他 ()			
照会書発送年月日	年 月 日	備 考	
回 答 期 限	年 月 日		
受 付	作 成	保証人の印鑑照合	入 力
			印鑑登録証の 回収・未回収 の別
			<input type="checkbox"/> 回 収
			<input type="checkbox"/> 未回収

様式第2号中

「

通 称		生年月日	
-----	--	------	--

を

」

「

生年月日	
------	--

に

」

改める。

様式第3号を次のように改める。

様式第3号（第8条関係）

（表面）

<h1>印鑑登録証</h1>	
登録 番号	天理市長 印

（裏面）

<h3>注意事項</h3>	
<ul style="list-style-type: none">■このカードは、他人に貸与・譲与することはできません。■このカードを紛失したときは、直ちに天理市役所に届け出てください。■転出、死亡などの場合は、このカードをお返してください。■印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、この印鑑登録証を必ず持参してください。この登録証がなければ受付できません。■代理人に印鑑登録証明書の窓口交付を依頼するときは、この登録証を持参させてください。委任状や実印はいりません。■このカードは、折り曲げたりしないでください。■このカードを拾得された方は、天理市役所にご連絡ください。	
天理市役所 TEL	
本人 識別欄	

様式第4号中

てんり市民カード
再交付申請書
印鑑登録証

を

「印鑑登録証再交付申請書」に、「次のとおり」の次に「印鑑登録証再交付」を加え、

申請区分	<input type="checkbox"/> 市民カード再交付 <input type="checkbox"/> 印鑑登録証再交付			
	申請者	住所	天理市 町 番地	
ふりがな			性別
氏名				男 ・ 女
生年月日		年 月 日	電話番号	—

を

申請者	住所	天理市 町 番地		世帯主の氏名
		方書(マンション名等)		
	ふりがな		性別
	氏名			男 ・ 女
生年月日	年 月 日	電話番号	—	

に、

「てんり市民カード・印鑑登録証」を「印鑑登録証」に、「市民カード再交付申請・印鑑登録証再交付申請」を「印鑑登録証再交付申請」に改める。

様式第5号中

住所	天理市 町 番地		世帯主の氏名

を

住所	天理市 町 番地		世帯主の氏名
	方書(マンション名等)		

に

改める。

平成29年10月10日 火曜日

天理市公報

様式第6号を次のように改める。

様式第6号（第8条関係）

（表面）

印鑑登録廃止申請書

年 月 日

天理市長 様

次のとおり印鑑登録廃止申請します。

申請者	住 所	天理市 町 番地		
		方書（マンション名等）		
	ふりがな			性別
	氏 名			男・女
	生年月日	年 月 日	電話番号	—
廃止理由	印鑑登録	<input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> その他（ ）		

※ あなたが代理人の場合は、下にあなたの住所・氏名を記入し、印鑑を押してください。（この場合は、必ず代理人選任届又は委任状を添えてください。）

代理人	住 所		印 鑑
	氏 名		

(裏面)

保 証 書

年 月 日

天理市長 様

表記の者は、印鑑登録廃止申請をしようとする者本人であることを保証します。

保証人	住 所	天理市	町	番地
	氏 名			登録印鑑
	印 鑑 登 録 番 号			

※ 印鑑は、必ず登録を受けているものを押してください。

※ 以下は、記入しないでください。

申請受付年月日	年 月 日	登 録 号 番 号	
廃止年月日	年 月 日		
確認方法及び確認番号 (No.) <input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> 保証人 <input type="checkbox"/> その他 ()			
照会書発送年月日	年 月 日	備 考	
回 答 期 限	年 月 日		
受 付	作 成	保証人の印鑑照合	入 力
印鑑登録証の 回収・未回収の別			<input type="checkbox"/> 回 収 <input type="checkbox"/> 未回収

様式第10号及び様式第11号を削る。

様式第12号中「市民カード（交付・暗証番号変更・再交付・廃止）、印鑑登録」を「印鑑登録」に改め、「・暗証番号登録・暗証番号変更・暗証番号廃止」を削り、「・印鑑登録の場合 登録する印鑑」を

（押印の種類）
・印鑑登録の場合 登録する印鑑 に、

「市民カード・印鑑登録証」を「印鑑登録証」に改め、同様式を様式第10号とし、様式第13号を様式第11号とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成29年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の天理市印鑑条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定に基づき交付されている印鑑登録証は、改正後の天理市印鑑条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定による印鑑登録証の交付がされるまでの間は、新規則の規定による印鑑登録証とみなす。

3 この規則の施行の際現に旧規則の規定によりされている印鑑の登録申請、登録印鑑の変更申請及び印鑑登録証の再交付申請は、新規則の規定による申請とみなす。

4 この規則の施行の際現に旧規則の規定により作成されている申請書等の用紙等で残部のあるものについては、新規則の規定にかかわらず、必要な調整を行うことにより使用することができる。

（平成29年10月5日掲示済）

天理市保育の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年10月5日

天理市長 並 河 健

天理市規則第34号

天理市保育の利用に関する規則の一部を改正する規則

天理市保育の利用に関する規則（平成27年3月天理市規則第6号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中

「

区分	フリガナ氏名	児童との続柄	生年月日	性別	職業学校名等
申請に係る児童		本人	年 月 日	男・女	
		父	年 月 日	男	
児童の世帯員 (世帯分離をしている場合を含む)		母	年 月 日	女	
			年 月 日	男・女	
			年 月 日	男・女	
			年 月 日	男・女	
			年 月 日	男・女	

を

「

区分	フリガナ氏名	児童との続柄	生年月日	性別	職業学校名等	個人番号
申請に係る児童		本人	年 月 日	男・女		
		父	年 月 日	男		
児童の世帯員 (世帯分離をしている場合を含む)		母	年 月 日	女		
			年 月 日	男・女		
			年 月 日	男・女		
			年 月 日	男・女		
			年 月 日	男・女		

に、

」

(平成29年 9月 7日 揭示済)

天理市告示第335号

公示送達について

下記書類の送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでなく、又は外国においてすべき送達につき困難な事情があるため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条の規定で準用する地方税法（昭和25年法律226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市保険医療課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成29年 9月 7日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 国民健康保険法第78条の規定で準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、揭示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

(平成29年 9月 7日 揭示済)

天理市告示第336号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年 9月 7日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年 9月 7日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年 9月 7日から平成29年11月 8日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年 9月 8日 揭示済)

天理市告示第337号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年 9月 8日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所においてに放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成29年 9月 8日
- 3 移動対象区域
天理市川原城町261番地先放置禁止区域外
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間

平成29年9月8日から平成29年11月9日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年9月11日揭示済)

天理市告示第338号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年9月11日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成29年9月11日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成29年9月11日から平成29年11月12日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年9月12日揭示済)

天理市告示第339号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年9月12日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成29年9月12日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成29年9月12日から平成29年11月13日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年9月12日揭示済)

天理市告示第340号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年 9 月12日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所においてに放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、
なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成29年 9 月12日
- 3 移動対象区域
天理市川原城町3 2 7番地先放置禁止区域外
- 4 保管場所
天理市田井庄町6 7 1番地 1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年 9 月12日から平成29年11月13日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第1 7 8号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
 (以下 略)

(平成29年 9 月13日揭示済)

天理市告示第3 4 1号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成29年 9 月13日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成29年 9 月13日
- 3 移動対象区域
近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町6 7 1番地 1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年 9 月13日から平成29年11月14日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第1 7 8号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
 (以下 略)

(平成29年 9 月13日揭示済)

天理市告示第3 4 2号

屋外広告物法（昭和24年法律第1 8 9号）第 8 条の規定により、下記のとおり違反広告物を保管したので告示する。

平成29年 9 月13日

天理市長 並 河 健

整理番号	名称	種類	数量	設置場所	除去日	保管開始日	保管場所
1	東進ハウジング	はり札	1	石上町	H29. 9 . 8	H29. 9 . 8	市役所 地下駐車場
2	コウシン不動産	はり札	1	田部町	H29. 9 . 11	H29. 9 . 11	

連絡先 天理市建設部まちづくり計画課 0743-63-1001 (内線3 3 0)

(平成29年 9 月14日揭示済)

天理市告示第3 4 3号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年9月14日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所においてに放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年9月14日
 - 3 移動対象区域
天理市田井庄町621番地先放置禁止区域外
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年9月14日から平成29年11月15日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年9月14日揭示済)

天理市告示第344号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年9月14日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年9月14日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年9月14日から平成29年11月15日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年9月15日揭示済)

天理市告示第345号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年9月15日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成29年9月15日
- 3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年9月15日から平成29年11月16日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年9月15日揭示済)

天理市告示第346号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年9月15日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所においてに放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年9月15日
 - 3 移動対象区域
天理市田井庄町439番地先放置禁止区域外
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年9月15日から平成29年11月16日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年9月19日揭示済)

天理市告示第347号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年9月19日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成29年9月19日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年9月19日から平成29年11月20日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年 9月20日 掲示済)

天理市告示第348号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年 9月20日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成29年 9月20日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年 9月20日から平成29年11月21日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年 9月21日 掲示済)

天理市告示第349号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年 9月21日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成29年 9月21日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年 9月21日から平成29年11月22日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年 9月22日 掲示済)

天理市告示第350号

平成29年 9月21日付で議決のあった平成29年度天理市一般会計補正予算（第2号）等の要領は、次のとおりである。

平成29年 9月22日

天理市長 並 河 健

平成29年度天理市一般会計補正予算（第2号）

平成29年度天理市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ55,452千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25,161,237千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		3,728,038	17,435	3,745,473
	2 国庫補助金	670,657	17,435	688,092
15 県支出金		1,770,884	4,626	1,775,510
	2 県補助金	518,449	4,546	522,995
	3 委託金	103,485	80	103,565
18 繰入金		969,770	16,348	986,118
	2 特別会計繰入金	0	16,348	16,348
19 繰越金		241,512	12,258	253,770
	1 繰越金	241,512	12,258	253,770

款	項	補正前の額	補正額	計
20 諸収入		483,732	185	483,917
	5 雑入	328,085	185	328,270
21 市債		1,827,400	4,600	1,832,000
	1 市債	1,827,400	4,600	1,832,000
歳 入 合 計		25,105,785	55,452	25,161,237

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		274,635	△5,120	269,515
	1 議会費	274,635	△5,120	269,515
2 総務費		2,978,326	78,598	3,056,924
	1 総務管理費	2,437,098	64,566	2,501,664
	2 徴税费	282,677	9,248	291,925
	3 戸籍住民基本台帳費	159,352	13,750	173,102
	4 選挙費	63,282	△892	62,390
	6 監査委員費	26,704	△8,074	18,630
3 民生費		9,934,533	△24,747	9,909,786
	1 社会福祉費	4,422,801	△7,542	4,415,259

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 児童福祉費	4,287,597	△13,472	4,274,125
	3 生活保護費	1,223,684	△3,733	1,219,951
4 衛生費		1,750,422	3,422	1,753,844
	1 保健衛生費	720,433	△9,631	710,802
	2 清掃費	1,029,989	13,053	1,043,042
5 労働費		65,987	3,093	69,080
	1 労働諸費	65,987	3,093	69,080
6 農林費		343,644	△3,777	339,867
	1 農業費	322,648	△3,887	318,761
	2 林業費	20,996	110	21,106
7 商工費		434,246	1,713	435,959

	1 商工費	434,246	1,713	435,959
8 土木費		3,367,549	15,796	3,383,345
	1 土木管理費	141,963	3,937	145,900
	2 道路橋りょう費	518,308	6,415	524,723
	4 都市計画費	2,500,434	6,464	2,506,898
	5 住宅費	126,674	△1,020	125,654
9 消防費		865,457	181	865,638
	1 消防費	865,457	181	865,638
10 教育費		2,416,874	△13,707	2,403,167
	1 教育総務費	436,687	△10,287	426,400
	2 小学校費	507,438	16,041	523,479
	4 幼稚園費	705,877	△31,758	674,119

款	項	補正前の額	補正額	計
	5 社会教育費	508,199 <small>千円</small>	12,297 <small>千円</small>	520,496 <small>千円</small>
歳出	合計	25,105,785	55,452	25,161,237

第2表 債務負担行為補正

追加

事項	期間	限度額
小学校給食調理業務委託事業	平成29年度から平成30年度まで	13,500 <small>千円</small>
中学校給食調理業務委託事業	平成29年度から平成30年度まで	17,000 <small>千円</small>

第3表 地方債補正
変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
消防防災設備整備事業	千円 8,000	証書借入れ 又は証券発行	年5.0% 以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる場合 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	政府資金に ついてはそ の融資条件 により、銀 行その他の 場合にはそ の債権者と 協定するも のとする。 ただし、市 財政の都合 により据置 期間及び償 還期限を短 縮し、又は 繰上償還も しくは低利 に借換えす ることがで きる。	千円 12,600	補正前に同じ		

平成29年度天理市介護保険特別会計補正予算（第1号）

平成29年度天理市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ63,687千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,363,187千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 繰越金		千円 1	千円 63,687	千円 63,688
	1 繰越金	1	63,687	63,688
歳 入 合 計		5,299,500	63,687	5,363,187

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
5 基金積立金		千円 63	千円 27,642	千円 27,705
	1 基金積立金	63	27,642	27,705
6 諸支出金		950	36,045	36,995
	1 償還金及び還付加算金	950	21,676	22,626
	2 繰出金	0	14,369	14,369
歳 出 合 計		5,299,500	63,687	5,363,187

平成29年度天理市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

平成29年度天理市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,979千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ705,379千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		千円 1	千円 1,979	千円 1,980
	1 繰越金	1	1,979	1,980
歳 入	合 計	703,400	1,979	705,379

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
4 諸支出金		千円 1,943	千円 1,979	千円 3,922
	2 繰出金	0	1,979	1,979
歳 出 合 計		703,400	1,979	705,379

平成29年度天理市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

平成29年度天理市の土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,850千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ315,050千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国庫支出金		千円 37,965	千円 5,289	千円 43,254
	1 国庫補助金	37,965	5,289	43,254
4 繰入金		221,392	△6,239	215,153
	1 他会計繰入金	146,392	△6,239	140,153
7 市債		33,600	3,800	37,400
	1 市債	33,600	3,800	37,400
歳入合計		312,200	2,850	315,050

2 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 土地区画整理事業費		千円 280,478	千円 2,850	千円 283,328
	1 土地区画整理事業費	280,478	2,850	283,328
歳出合計		312,200	2,850	315,050

第2表 地方債補正
変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
区画整理事業	千円 33,600	証書借入れ 又は証券発行	年5.0% 以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる場合 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	政府資金に ついてはそ の融資条件 により、銀 行その他の 場合にはそ の債権者と 協定するも のとする。 ただし、市 財政の都合 により据置 期間及び償 還期限を短 縮し、又は 繰上償還も しくは低利 に借換えす ることがで きる。	千円 37,400	補正前に同じ		

平成29年度天理市水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成29年度天理市水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成29年度天理市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 水道事業収益	2,090,178千円	90,720千円	2,180,898千円
第1項 営業収益	1,968,831千円	90,720千円	2,059,551千円
	支	出	
第1款 水道事業費用	1,918,929千円	73,264千円	1,992,193千円
第1項 営業費用	1,827,184千円	70,200千円	1,897,384千円
第2項 営業外費用	90,445千円	3,064千円	93,509千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,096,030千円は、減債積立金81,062千円、過年度分損益勘定留保資金957,001千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額57,967千円で補填するものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,097,217千円は、減債積立金81,063千円、過年度分損益勘定留保資金959,399千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額56,755千円で補填するものとする。」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 水道事業資本的支出	1,377,337千円	1,187千円	1,378,524千円
第4項 補助金返還金	0千円	1,187千円	1,187千円

平成29年度天理市水道事業会計補正予算(第1号)実施計画

収益的収入及び支出

収 入

款	項	目	予定額(千円)	備 考 (千円)
1 水道事業収益			90,720	既決予定額 2,090,178 計 2,180,898
	1 営業収益		90,720	既決予定額 1,968,831 計 2,059,551
		3 その他営業収益	90,720	既決予定額 2,215 5 負担金 90,720 計 92,935

支 出

款	項	目	予定額(千円)	備 考 (千円)
1 水道事業費用			73,264	既決予定額 1,918,929 計 1,992,193
	1 営業費用		70,200	既決予定額 1,827,184 計 1,897,384
		1 原水及び浄水費	70,200	既決予定額 894,065 20 受水費 70,200 計 964,265
	2 営業外費用		3,064	既決予定額 90,445 計 93,509
		3 消費税及び地方消費税	3,064	既決予定額 9,040 1 消費税及び地方消費税 3,064 計 12,104

資本的収入及び支出

支 出

款	項	目	予定額(千円)	備 考 (千円)
1 水道事業資本的支出			1,187	既決予定額 1,377,337 計 1,378,524
	4 補助金返還金		1,187	既決予定額 0 計 1,187
		1 国庫補助金返還金	1,187	既決予定額 0 1 国庫補助金返還金 1,187 計 1,187

平成29年度天理市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書
(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位:千円)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	131,950
	減価償却費	575,485
	賞与引当金の増減額(△は減少)	1,434
	退職給付引当金の増減額(△は減少)	4,729
	修繕引当金の増減額(△は減少)	△68,200
	貸倒引当金の増減額(△は減少)	19
	長期前受金戻入額	△113,282
	受取利息	△2,216
	支払利息	81,101
	固定資産除却費	19,103
	固定資産売却損	100
	未収金の増減額(△は増加)	32,713
	未払金の増減額(△は減少)	△102,268
	貯蔵品の増減額(△は増加)	54
	前払費用の増減額(△は増加)	24
	前受金の増減額(△は減少)	△75
	小計	560,671
	利息の受取額	2,216
	利息の支払額	△81,101
	業務活動によるキャッシュ・フロー	481,786
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△895,554
	有形固定資産の売却による収入	10
	定期預金預け入れによる支出	△200,000
	定期預金払い戻しによる収入	200,000
	補助金、負担金等による収入	61,558
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△833,986
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△304,514
	他会計からの出資による収入	13,536
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△290,978
	資金減少額	643,178
	資金期首残高	2,493,675
	資金期末残高	1,850,497

平成29年度天理市水道事業予定貸借対照表

(平成30年3月31日)

(消費税及び地方消費税抜き)

(単位:千円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産			
(1) 有 形 固 定 資 産			
イ 土 地		523,431	
ロ 建 物	1,398,561		
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 598,809</u>	799,752	
ハ 構 築 物	22,711,757		
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 11,479,316</u>	11,232,441	
ニ 機 械 及 び 装 置	3,909,845		
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 3,434,802</u>	475,043	
ホ 車 両 及 び 運 搬 具	27,864		
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 22,323</u>	5,541	
ヘ 工 具、器 具 及 び 備 品	83,852		
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 60,180</u>	23,672	
ト 量 水 器	78,100		
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 37,950</u>	40,150	
チ 建 設 仮 勘 定		<u>281,354</u>	
有 形 固 定 資 産 合 計			13,381,384
(2) 投 資			
イ 其 他 投 資		<u>900,000</u>	
投 資 合 計			<u>900,000</u>
固 定 資 産 合 計			14,281,384
2 流 動 資 産			
(1) 現 金 預 金		1,850,497	
(2) 未 収 金		225,516	
貸 倒 引 当 金	<u>△ 14,688</u>	210,828	
(3) 貯 蔵 品		<u>7,090</u>	
流 動 資 産 合 計			<u>2,068,415</u>
資 産 合 計			<u>16,349,799</u>

負債の部

3 固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>2,050,630</u>		
企業債合計		2,050,630	
(2) 引当金			
イ 退職給付引当金	395,698		
ロ 修繕引当金	<u>255,897</u>		
引当金合計		<u>651,595</u>	
固定負債合計			2,702,225
4 流動負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>315,208</u>		
企業債合計		315,208	
(2) 未払金		150,330	
(3) 引当金			
イ 賞与引当金	<u>19,515</u>		
引当金合計		19,515	
(4) その他流動負債			
イ 預り金	<u>143,946</u>		
その他流動負債合計		<u>143,946</u>	
流動負債合計			628,999
5 繰延収益			
(1) 長期前受金		2,824,478	
(2) 長期前受金 収益化累計額		<u>△ 390,519</u>	
繰延収益合計			<u>2,433,959</u>
負債合計			<u>5,765,183</u>

資本の部

6 資本金			
(1) 資本金			
イ 固有資本金	17,670		
ロ 出資金	3,280,329		
ハ 組入資本金	<u>6,121,116</u>		
資本金合計		<u>9,419,115</u>	
資本金合計			9,419,115
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	5,314		
ロ 工事負担金	305,498		
ハ 分担金	46,256		
ニ 寄附金	<u>487,032</u>		
資本剰余金合計		844,100	
(2) 利益剰余金			
イ 減債積立金	108,388		
ロ 当年度未処分 利益剰余金	<u>213,013</u>		
利益剰余金合計		<u>321,401</u>	
剰余金合計			<u>1,165,501</u>
資本合計			<u>10,584,616</u>
負債資本合計			<u>16,349,799</u>

平成28年度天理市水道事業予定損益計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(消費税及び地方消費税抜き)

(単位：千円)

1 営業収益			
(1) 給水収益	1,969,044		
(2) 受託工事収益	3,449		
(3) その他営業収益	<u>2,067</u>	1,974,560	
2 営業費用			
(1) 原水及び浄水費	848,250		
(2) 配水及び給水費	141,631		
(3) 受託工事費	3,021		
(4) 総係費	144,140		
(5) 減価償却費	621,403		
(6) 資産減耗費	27,000		
(7) その他営業費用	<u>1</u>	<u>1,785,446</u>	
営業利益			189,114
3 営業外収益			
(1) 受取利息	5,888		
(2) 他会計補助金	4,932		
(3) 長期前受金戻入	147,748		
(4) 雑収	<u>947</u>	159,515	
4 営業外費用			
(1) 支払利息	91,418		
(2) 雑支出	<u>797</u>	<u>92,215</u>	<u>67,300</u>
経常利益			256,414
5 特別利益			
(1) 固定資産売却益	0		
(2) 過年度損益修正益	<u>112</u>	112	
6 特別損失			
(1) 固定資産売却損	0		
(2) 過年度損益修正損	<u>390</u>	<u>390</u>	<u>△278</u>
当年度純利益			256,136
その他未処分利益剰余金変動額			<u>288,399</u>
当年度未処分利益剰余金			<u><u>544,535</u></u>

平成28年度天理市水道事業予定貸借対照表

(平成29年3月31日)

(消費税及び地方消費税抜き)

(単位：千円)

資 産 の 部

1 固定資産			
(1) 有形固定資産			
イ 土地		523,431	
ロ 建築物	1,398,561		
減価償却累計額	<u>△575,302</u>		823,259
ハ 構築物	22,172,802		
減価償却累計額	<u>△11,018,075</u>		11,154,727
ニ 機械及び装置	3,907,984		
減価償却累計額	<u>△3,350,587</u>		557,397
ホ 車両及び運搬具	27,964		
減価償却累計額	<u>△20,061</u>		7,903
ヘ 工具、器具及び備品	72,162		
減価償却累計額	<u>△56,442</u>		15,720
ト 量水器	76,645		
減価償却累計額	<u>△37,428</u>		39,217
チ 建設仮勘定		<u>40,427</u>	
有形固定資産合計			13,162,081
(2) 投資			
イ その他投資		<u>900,000</u>	
投資合計			<u>900,000</u>
固定資産合計			14,062,081
2 流動資産			
(1) 現金預金			2,493,675
(2) 未収金		258,229	
貸倒引当金	<u>△ 14,669</u>		243,560
(3) 貯蔵品			7,144
(4) 前払費用			<u>24</u>
流動資産合計			<u>2,744,403</u>
資産合計			<u><u>16,806,484</u></u>

		負 債 の 部	
3	固定負債		
(1)	企業債		
イ	建設改良費等の財源に 充てるための企業債	2,365,838	
	企業債合計		2,365,838
(2)	引当金		
イ	退職給付引当金	390,969	
ロ	修繕引当金	324,097	
	引当金合計		715,066
	固定負債合計		3,080,904
4	流動負債		
(1)	企業債		
イ	建設改良費等の財源に 充てるための企業債	304,514	
	企業債合計		304,514
(2)	未払金		334,151
(3)	前受金		3,914
(4)	引当金		
イ	賞与引当金	18,081	
	引当金合計		18,081
(5)	その他流動負債		
イ	預り金	143,946	
	その他流動負債合計		143,946
	流動負債合計		804,606
5	繰延収益		
(1)	長期前受金		2,759,081
(2)	長期前受金額 収益化累計額	△ 277,237	
	繰延収益合計		2,481,844
	負債合計		<u>6,367,354</u>
6	資本金		
(1)	資本金		
イ	固有資本金	17,670	
ロ	出資金	3,266,793	
ハ	組入資本金	5,684,969	
	資本金合計		8,969,432
	資本金合計		8,969,432
7	剰余金		
(1)	資本剰余金		
イ	受贈財産評価額	5,314	
ロ	工事負担金	305,498	
ハ	分担金	46,256	
ニ	寄附金	487,032	
	資本剰余金合計		844,100
(2)	利益剰余金		
イ	減債積立金 当年度未処分金	81,063	
ロ	利益剰余金	544,535	
	利益剰余金合計		625,598
	剰余金合計		1,469,698
	資本合計		<u>10,439,130</u>
	負債資本合計		<u>16,806,484</u>

(平成29年 9月22日 掲示済)

天理市告示第351号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年 9月22日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年 9月22日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年 9月22日から平成29年11月23日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年 9月22日 掲示済)

天理市告示第352号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年 9月22日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所においてに放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年 9月22日
 - 3 移動対象区域
天理市前栽町327番地7先放置禁止区域外
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年 9月22日から平成29年11月23日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年 9月25日 掲示済)

天理市告示第353号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年 9月25日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

- 2 移動日
平成29年9月25日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年9月25日から平成29年11月26日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年9月25日揭示済)

天理市告示第354号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年9月25日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所においてに放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年9月25日
 - 3 移動対象区域
天理市二階堂上ノ庄町95番地50先放置禁止区域外
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年9月25日から平成29年11月26日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年9月26日揭示済)

天理市告示第355号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年9月26日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成29年9月26日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年9月26日から平成29年11月27日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年 9月27日 揭示済)

天理市告示第356号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成29年 9月27日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 介護保険法第143条の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

(平成29年 9月27日 揭示済)

天理市告示第357号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年 9月27日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成29年 9月27日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成29年 9月27日から平成29年11月28日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年 9月27日 揭示済)

天理市告示第358号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年 9月27日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所においてに放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成29年 9月27日

3 移動対象区域

天理市福地堂町159番地3先放置禁止区域外

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成29年9月27日から平成29年11月28日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年9月27日揭示済)

天理市告示第359号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市税務課で保管し、送達を受けるべき者からの交付の申出があればいつでも交付する。

平成29年9月27日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成29年9月28日揭示済)

天理市告示第360号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年9月28日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所においてに放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成29年9月28日

3 移動対象区域

天理市井戸堂町410番地1先放置禁止区域外

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成29年9月28日から平成29年11月29日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年9月29日揭示済)

天理市告示第361号

平成29年9月28日付で専決のあった平成29年度天理市一般会計補正予算（第3号）の要領は、次のとおりである。

平成29年9月29日

天理市長 並 河 健

平成29年度天理市一般会計補正予算（第3号）

平成29年度天理市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ28,049千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25,189,286千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 県支出金		1,775,510	28,049	1,803,559
	3 委託金	103,565	28,049	131,614
歳 入 合 計		25,161,237	28,049	25,189,286

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,056,924	28,049	3,084,973
	4 選挙費	62,390	28,049	90,439
歳 出 合 計		25,161,237	28,049	25,189,286

(平成29年 9月29日 掲示済)

天理市告示第362号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年 9月29日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年 9月29日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年 9月29日から平成29年11月30日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年10月 2日 掲示済)

天理市告示第363号

天理市自転車等駐車条例（平成13年 9月天理市条例第31号）第13条第1項の規定により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第2項の規定により告示する。

平成29年10月 2日

天理市長 並 河 健

- 1 撤去理由
自転車等駐車場内に有効期限を過ぎて放置されていたため。
- 2 撤去日
平成29年 9月29日
- 3 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年10月 2日から平成30年 3月31日まで
 - (2) 返還時間
自転車等駐車場の営業時間
- 4 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
 - (2) 延滞期間に応じた駐車料金
- 5 連絡先
東洋テック株式会社 TEAM TENRI 電話 0743-63-4770
天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

(平成29年10月 2日 掲示済)

天理市告示第364号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年10月 2日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成29年10月 2日
- 3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年10月2日から平成29年12月3日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年10月3日揭示済)

天理市告示第365号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年10月3日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年10月3日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年10月3日から平成29年12月4日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年10月4日揭示済)

天理市告示第366号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成29年10月4日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成29年10月4日揭示済)

天理市告示第367号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成29年10月4日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成29年10月4日揭示済)

天理市告示第368号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び天理市税賦課徴収条例(昭和29年7月天理市条例第30号)第18条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成29年10月4日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成29年10月4日揭示済)

天理市告示第369号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年10月4日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年10月4日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年10月4日から平成29年12月5日まで(毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年10月4日揭示済)

天理市告示第370号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年10月4日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所においてに放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成29年10月4日
- 3 移動対象区域

天理市田井庄町683番地先放置禁止区域外
4 保管場所

天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成29年10月4日から平成29年12月5日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年10月5日掲示済)

天理市告示第371号

公示送達について

下記書類の送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでなく、又は外国においてすべき送達につき困難な事情があるため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条の規定で準用する地方税法（昭和25年法律226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市保険医療課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成29年10月5日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 国民健康保険法第78条の規定で準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

(平成29年10月5日掲示済)

天理市告示第372号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年10月5日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成29年10月5日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成29年10月5日から平成29年12月6日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年10月5日掲示済)

天理市告示第373号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年10月5日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所においてに放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成29年10月5日

3 移動対象区域

天理市長柄町363番地3先放置禁止区域外

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成29年10月5日から平成29年12月6日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年10月5日揭示済)

天理市告示第374号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年10月5日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所においてに放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成29年10月5日

3 移動対象区域

天理市田町233番地1先放置禁止区域外

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成29年10月5日から平成29年12月6日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

公 告

(平成29年10月5日揭示済)

天理市公告第34号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成29年10月5日

天理市長 並 河 健

第1 競争入札に付する事項等

(1) 工事名

樺本西部市営住宅外壁塗装及び窓枠交換工事

(2) 工事場所

天理市 樺本町

(3) 工事概要

樺本西部市営住宅（6戸建4棟、計4棟24戸）の外壁塗装及び建具取替工事
（工事対象棟番号 5・16・17・18）

・外壁塗装工事 1.0式

・建具取替工事 1.0式

・上記に伴う仮設工事及び撤去、発生材処分 1.0式

(4) 工期

平成30年2月28日まで

- (5) 予定価格 17,744,400円
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)
- (6) 最低制限価格 15,969,960円
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

第2 競争参加資格

- (1) 天理市に対して本市建設工事執行規則第5条に規定する建設工事入札参加資格申請書(様式第1号)を提出している建築工事の資格を有する建設業者(市内に本店又は営業所(建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定するものうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。)を有するもの)であって、次の(2)から(3)までに掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けたものであること。
- (2) 次の条件をすべて満たしていること。
 - ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ② 建設業法第15条の規定による建設業の許可を、建築工事業について受けている者であること。
 - ③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの)における建築一式工事の総合評定値を有する者であること。
 - ④ 天理市が平成29年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表(平成29年度)において建築工事の格付がB等級に位置づけられている者であること。
 - ⑤ 本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、天理市より入札参加停止措置を受けていない者であること。
 - ⑥ 本工事の仕様書に対する質問を、書面(様式は自由とする。以下「質問書」という。)により提出した者であること。
 - ⑦ 天理市に対して不誠実な行為のない者であること。
 - ⑧ 他詳細は、入札説明書による。
- (3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、1名配置できること。
 - ① 別表2の資格を有する者。
 - ② 入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者。
 - ③ 監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、建築工事業の「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」、又は監理技術者講習修了履歴の記載がある「監理技術者資格者証」の交付を受けている者。

第3 入札手続等

- (1) 担当部課
〒632-8555
天理市川原城町605番地
天理市役所 総務部総務課 入札審査室
電話番号 0743-63-1001 内線 332
- (2) 入札説明書の交付期間及び場所
 - ① 交付期間 別表(入札日程)のとおりとする。
 - ② 交付場所 (1)に同じ。

第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、市長から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

- (1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出
 - ① 提出期間 別表(入札日程)のとおりとする。
 - ② 提出場所 第3(1)に同じ。
 - ③ 提出部数 各1部
 - ④ 提出方法 持参すること。
 - ⑤ 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

第5 仕様書公開の日時及び場所

- (1) 日 時 別表(入札日程)のとおりとする。
- (2) 場 所 第3(1)に同じ。
- (3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。
 - ① 質問書提出期限 別表(入札日程)のとおりとする。
 - ② 質問書提出場所 第3(1)に同じ
 - ③ 質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。
- (4) 質問書に対する回答は、別表(入札日程)のとおり回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供する。

第6 入札の方法

- (1) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則（昭和48年2月天理市規則第4号）第8条に規定する入札書に必要な事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便株式会社 天理郵便局留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。
- (2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、内訳書とともに外封筒に入れなければならない。
- (3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。
- (4) 競争参加資格者が入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第7 入札書の到着期限日及び送付先

- (1) 到着期限日 別表（入札日程）のとおりとする。
- (2) 入札書の送付先 日本郵便(株) 天理郵便局 留
天理市役所総務部総務課入札審査室 行

第8 開札日時及び場所

- (1) 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。
- (2) 場 所 天理市川原城町605番地
天理市役所3階 334会議室

第9 落札者の決定方法

- (1) 入札の回数は、1回とする。
- (2) 天理市契約規則（昭和40年8月天理市規則第22号）第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課入札審査室で公表する。
落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

第10 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
 - ① 入札保証金 免除
 - ② 契約保証金 免除
- (2) 入札の無効

本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。

第11 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

第12 問い合わせ先

天理市役所 総務部総務課 入札審査室
電話番号 0743-63-1001 内線 332

第13 その他

詳細は、入札説明書による。

別表（入札日程）

標本西部市営住宅外壁塗装及び窓枠交換工事	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付	平成29年10月5日（木）から 平成29年10月16日（月）まで 天理市ホームページからダウンロードできます。
申請書の提出期間 仕様書の公開日	平成29年10月5日（木）から 平成29年10月16日（月）まで 申請書等の様式は、天理市ホームページからダウンロード できます。
質問書の提出期限	平成29年10月16日（月）まで <u>質問書の提出は、質問がない場合も必ず必要です。</u>
競争参加資格確認 の結果の通知日	平成29年10月23日（月）発送
質問書への回答日	平成29年10月23日（月）発送
競争参加資格がないとした 場合の説明要望書提出期限	平成29年10月26日（木）
競争参加資格がないとした 場合の当該理由の回答日	平成29年10月30日（月）発送
入札書到着期限日	平成29年11月6日（月） <u>書留郵便にて</u> <u>日本郵便㈱ 天理郵便局に必着のこと</u>
開札の日時	平成29年11月7日（火） 午前9時30分
くじを行う場合の日時	平成29年11月7日（火） 午前11時30分

上記の期間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

（別表2）

配置技術者の資格（いずれかに該当すること）
① 建築工事に関し、学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した後5年以上又は同法による大学若しくは高等専門学校を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に建築学又は都市工学に関する学科を修めた者
② 建築工事に関し10年以上実務の経験を有する者
③ 建築工事に関し、旧実業学校卒業程度検定規程による検定で建築学又は都市工学に関する学科に合格した後5年以上又は専門学校卒業程度規程による検定で建築学又は都市工学に関する学科に合格した後3年以上実務の経験を有する者
④ 建設業法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理（種別を「建築」とするものに限る。）とするものに合格した者
⑤ 建築士法（昭和25年法律第202号）による1級建築士又は2級建築士の免許を受けた者
⑥ ①又は②と同等以上の知識及び技術又は技能を有すると国土交通大臣が認める者

教育委員会

（平成29年10月3日揭示済）

天教告示第15号

平成29年10月6日午後3時から10月定例教育委員会を天理市役所に招集する。

平成29年10月3日

天理市教育委員会
教育長 森 継 隆

農業委員会

（平成29年9月28日揭示済）

天農委告示第10号

平成29年10月6日午後2時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。

平成29年9月28日

天理市農業委員会

- 議案第1号 農地法第3条に関する申請について
- 議案第2号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
- 議案第3号 農用地利用配分計画案について
- 議案第4号 その他

①市街化区域の専決処分について(報告)

選挙管理委員会

(平成29年9月20日揭示済)

天選告示第6号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第23条第1項の規定により、平成29年9月24日の1日間、縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名及び住所等を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

平成29年9月20日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

縦覧場所

天理市川原城町605番地 天理市役所内 天理市選挙管理委員会事務局

(平成29年9月23日揭示済)

天選告示第7号

平成29年10月1日執行予定の天理市長選挙及び天理市議会議員補欠選挙における天理市議会議員選挙及び天理市長選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例(昭和57年10月条例第10号)第2条の規定により設置したポスター掲示場の設置場所は次のとおりである。

平成29年9月23日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

(以下 略)

(平成29年9月23日揭示済)

天選告示第8号

平成29年9月23日現在における地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成29年9月23日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

50分の1の数	1,086人
6分の1の数	9,050人
3分の1の数	18,099人

(平成29年9月24日揭示済)

天選告示第9号

天理市長選挙を次のように行う。

平成29年9月24日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

1 選挙の期日 平成29年10月1日

(平成29年9月24日揭示済)

天選告示第10号

公職選挙法第113条第3項の規定により、天理市議会議員の補欠選挙を天理市長選挙と同時に次のように行う。

平成29年9月24日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

1 選挙の期日 平成29年10月1日

2 選挙すべき議員の数

1人

(平成29年9月24日揭示済)

天選告示第11号

平成29年10月1日執行の天理市長選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成29年9月24日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

7,497,900円

(平成29年9月24日揭示済)

天選告示第12号

平成29年10月1日執行の天理市議会議員補欠選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成29年9月24日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

3,711,300円

(平成29年9月24日揭示済)

天選告示第13号

平成29年10月1日執行の天理市長選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成29年9月24日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

選挙長		選挙長の職務を代理すべき者	
住所	氏名	住所	氏名
天理市樺本町1504番地1	堀内靖介	天理市勾田町222番地9	西辻健一

(平成29年9月24日揭示済)

天選告示第14号

平成29年10月1日執行の天理市議会議員補欠選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成29年9月24日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

選挙長		選挙長の職務を代理すべき者	
住所	氏名	住所	氏名
天理市樺本町1504番地1	堀内靖介	天理市勾田町222番地9	西辻健一

(平成29年9月24日揭示済)

天選告示第15号

平成29年10月1日執行の天理市長選挙における期日前投票所の場所及び設置日時を、次のとおり定める。

平成29年9月24日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

期日前投票所名	期日前投票所の場所	開設期間	開設時間
天理市役所期日前投票所	天理市川原城町605番地 天理市役所1階 131会議室	9月25日～ 9月30日	午前8時30分～ 午後8時00分
天理大学期日前投票所	天理市柚之内町1050番地 ふるさと会館1階 会議室	9月27日	午前12時00分～ 午後5時00分
天理駅南団体待合所 期日前投票所	天理市川原城町803番地 天理駅南団体待合所	9月28日	午前10時00分～ 午後7時00分

(平成29年 9月24日 揭示済)

天選告示第16号

平成29年10月1日執行の天理市議会議員補欠選挙における期日前投票所の場所及び設置日時を、次のとおり定める。

平成29年 9月24日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

期日前投票所名	期日前投票所の場所	開設期間	開設時間
天理市役所期日前投票所	天理市川原城町605番地 天理市役所1階 131会議室	9月25日～ 9月30日	午前8時30分～ 午後8時00分
天理大学期日前投票所	天理市杣之内町1050番地 ふるさと会館1階 会議室	9月27日	午前12時00分～ 午後5時00分
天理駅南団体待合所期日前投票所	天理市川原城町803番地 天理駅南団体待合所	9月28日	午前10時00分～ 午後7時00分

(平成29年 9月24日 揭示済)

天選告示第17号

平成29年10月1日執行の天理市長選挙における各投票区の投票所は、次の場所に設ける。

平成29年 9月24日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

(以下 略)

(平成29年 9月24日 揭示済)

天選告示第18号

平成29年10月1日執行の天理市議会議員補欠選挙における各投票区の投票所は、次の場所に設ける。

平成29年 9月24日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

(以下 略)

(平成29年 9月24日 揭示済)

天選告示第19号

平成29年10月1日執行の天理市長選挙における各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のように選任した。

平成29年 9月24日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

(以下 略)

(平成29年 9月24日 揭示済)

天選告示第20号

平成29年10月1日執行の天理市議会議員補欠選挙における各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のように選任した。

平成29年 9月24日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

(以下 略)

(平成29年 9月24日 揭示済)

天選告示第21号

平成29年10月1日執行の天理市長選挙における開票事務は、選挙会事務に併せて行う。

平成29年 9月24日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

(平成29年 9月24日 揭示済)

天選告示第22号

平成29年10月1日執行の天理市議会議員補欠選挙における開票事務は、選挙会事務に併せて行う。
平成29年9月24日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

(平成29年9月24日揭示済)

天選告示第23号

平成29年10月1日執行の天理市長選挙における開票事務を併せて行う選挙会は、次の場所及び日時に行う。

平成29年9月24日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

- 1 場所 天理市丹波市町180番地 天理市立丹波市小学校 体育館
- 2 日時 平成29年10月1日 午後9時10分

(平成29年9月24日揭示済)

天選告示第24号

平成29年10月1日執行の天理市議会議員補欠選挙における開票事務を併せて行う選挙会は、次の場所及び日時に行う。

平成29年9月24日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

- 1 場所 天理市丹波市町180番地 天理市立丹波市小学校 体育館
- 2 日時 平成29年10月1日 午後9時10分

(平成29年9月24日揭示済)

天選告示第25号

平成29年10月1日執行の天理市長選挙につき、投票所内における候補者の氏名等の揭示の掲載の順序を定めるくじは、次の場所及び日時に行う。

平成29年9月24日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

- 1 場所 天理市役所 5階 533AB会議室
- 2 日時 平成29年9月24日 午後5時30分

(平成29年9月24日揭示済)

天選告示第26号

平成29年10月1日執行の天理市議会議員補欠選挙につき、投票所内における候補者の氏名等の揭示の掲載の順序を定めるくじは、次の場所及び日時に行う。

平成29年9月24日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

- 1 場所 天理市役所 5階 533AB会議室
- 2 日時 平成29年9月24日 午後5時30分

(平成29年9月24日揭示済)

天選告示第27号

平成29年10月1日執行の天理市長選挙における選挙公報に候補者の氏名等を掲載する順序を定めるくじは、次の場所及び日時に行う。

平成29年9月24日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

- 1 場所 天理市役所 5階 533AB会議室
- 2 日時 平成29年9月24日 午後5時15分

(平成29年9月24日揭示済)

天選告示第28号

平成29年10月1日執行の天理市議会議員補欠選挙における選挙公報に候補者の氏名等を掲載する順序を定めるくじは、次の場所及び日時に行う。

平成29年 9 月24日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

- 1 場所 天理市役所 5階 533AB会議室
2 日時 平成29年 9 月24日 午後 5 時15分

(平成29年 9 月24日 揭示済)

天選告示第29号

平成29年10月 1 日執行の天理市長選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成29年 9 月24日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

(以下 略)

(平成29年 9 月24日 揭示済)

天選告示第30号

平成29年10月 1 日執行の天理市議会議員補欠選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成29年 9 月24日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

(以下 略)

(平成29年 9 月24日 揭示済)

天選告示第31号

平成29年10月 1 日執行の天理市長選挙において、候補者の数が選挙すべき人員（1人）を超えないため、開票事務を選挙会事務と併せて行わない。

平成29年 9 月24日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

(平成29年 9 月24日 揭示済)

天選告示第32号

平成29年10月 1 日執行の天理市議会議員補欠選挙において、候補者の数が選挙すべき人員（1人）を超えないため、開票事務を選挙会事務と併せて行わない。

平成29年 9 月24日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

(平成29年 9 月24日 揭示済)

天選告示第33号

平成29年10月 1 日執行の天理市長選挙につき、選挙会の場所及び日時を変更する。

平成29年 9 月24日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

変更前

- 1 場所 天理市丹波市町180番地 天理市立丹波市小学校体育館
2 日時 平成29年10月 1 日 午後 9 時10分から

変更後

- 1 場所 天理市川原城町605番地 天理市役所 5階533AB会議室
2 日時 平成29年10月 1 日 午前 9 時00分から

(平成29年 9 月24日 揭示済)

天選告示第34号

平成29年10月 1 日執行の天理市議会議員補欠選挙について、選挙会の場所及び日時を変更する。

平成29年 9 月24日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

変更前

- 1 場所 天理市丹波市町180番地 天理市立丹波市小学校体育館
- 2 日時 平成29年10月1日 午後9時10分から

変更後

- 1 場所 天理市川原城町605番地 天理市役所 5階533AB会議室
- 2 日時 平成29年10月1日 午前9時15分から

(平成29年10月1日揭示済)

天選告示第35号

平成29年10月1日執行の天理市長選挙の当選人の住所及び氏名は、次のとおりである。
平成29年10月1日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

住 所	氏 名
奈良県天理市田井庄町546番地 矢追マンション401号	並 河 健

(平成29年10月1日揭示済)

天選告示第36号

平成29年10月1日執行の天理市議会議員補欠選挙の当選人の住所及び氏名は、次のとおりである。
平成29年10月1日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

住 所	氏 名
奈良県天理市富堂町219番地3	石 津 雅 恵

(平成29年9月24日揭示済)

選挙長告示第1号

平成29年10月1日執行の天理市長選挙における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。
平成29年9月24日

天理市長選挙
選挙長 堀内靖介

選挙期日の告示日

天理市川原城町605番地 天理市役所 5階 533AB会議室
選挙期日の告示日の翌日以降
天理市川原城町605番地 天理市役所 天理市選挙管理委員会事務局

(平成29年9月24日揭示済)

選挙長告示第2号

平成29年10月1日執行の天理市長選挙における選挙長の公印を次のように定め、平成29年9月24日から使用する。
平成29年9月24日

天理市長選挙
選挙長 堀内靖介

方 18ミリメートル
書体 てん書

(平成29年9月24日揭示済)

選挙長告示第3号

平成29年10月1日執行の天理市長選挙において、公職選挙法第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定により、選挙立会人として届出のあった者が10人を超えるとき及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上あるときにおけるくじを行う場所及び日時を次のように定める。
平成29年9月24日

天理市長選挙
選挙長 堀内靖介

- 1 場所 天理市川原城町605番地 天理市役所 5階 533AB会議室

2 日時 平成29年9月28日 午後5時15分

(平成29年9月24日揭示済)

選挙長告示第4号

平成29年10月1日執行の天理市長選挙につき、候補者として別紙のとおり届出があった。

平成29年9月24日

天理市長選挙
選挙長 堀内靖介

(以下 略)

(平成29年9月24日揭示済)

選挙長告示第5号

平成29年10月1日執行の天理市長選挙は、届出のあった候補者が定数を超えないため、投票は行いません。

平成29年9月24日

天理市長選挙
選挙長 堀内靖介

(平成29年9月24日揭示済)

選挙長告示第1号

平成29年10月1日執行の天理市議会議員補欠選挙における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成29年9月24日

天理市議会議員補欠選挙
選挙長 堀内靖介

選挙期日の告示日

天理市川原城町605番地 天理市役所 5階 533AB会議室

選挙期日の告示日の翌日以降

天理市川原城町605番地 天理市役所 天理市選挙管理委員会事務局

(平成29年9月24日揭示済)

選挙長告示第2号

平成29年10月1日執行の天理市議会議員補欠選挙における選挙長の公印を次のように定め、平成29年9月24日から使用する。

平成29年9月24日

天理市議会議員補欠選挙
選挙長 堀内靖介

方 18ミリメートル

書体 てん書

(平成29年9月24日揭示済)

選挙長告示第3号

平成29年10月1日執行の天理市議会議員補欠選挙において、公職選挙法第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定により、選挙立会人として届出のあった者が10人を超えると及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上あるときにおけるくじを行う場所及び日時を次のように定める。

平成29年9月24日

天理市議会議員補欠選挙
選挙長 堀内靖介

1 場所 天理市川原城町605番地 天理市役所 5階 533B会議室

2 日時 平成29年9月28日 午後5時15分

(平成29年9月24日揭示済)

選挙長告示第4号

平成29年10月1日執行の天理市議会議員補欠選挙につき、候補者として別紙のとおり届出があった。

平成29年9月24日

天理市議会議員補欠選挙
選挙長 堀内靖介

(以下 略)

(平成29年 9月24日 揭示済)

選挙長告示第5号

平成29年10月1日執行の天理市議会議員補欠選挙、届出のあった候補者が定数を超えないため、投票は行いません。

平成29年 9月24日

天理市議会議員補欠選挙
選挙長 堀内 靖介

公営企業

(平成29年 9月7日 揭示済)

天理市上下水道局公告第34号

平成29年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年3月天理市条例第1号）第7条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成29年 9月7日

天理市上下水道事業の管理者
天理市長 並河 健

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域（町名）
大和川第8処理分区	岸田町の一部

(平成29年10月4日 揭示済)

天理市上下水道局公告第35号

天理市指定下水道工事店の指定について

平成29年10月4日付をもって下記の者を天理市指定下水道工事店として指定したので公告する。

平成29年10月4日

天理市上下水道事業の管理者
天理市長 並河 健

天理市指定下水道工事店

商号 西本設備工業

代表者 西本 誉

住所 奈良県天理市竹之内町87番地

(平成29年10月5日 揭示済)

天理市上下水道局公告第36号

平成29年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年3月天理市条例第1号）第7条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成29年10月5日

天理市上下水道事業の管理者
天理市長 並河 健

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域（町名）
大和川第5処理分区	柳本町の一部